

平成26年度環境物品等調達方針

北海道グリーン購入基本方針（平成13年8月6日施行）に基づき、平成26年度における環境物品等の調達は、この調達方針により行う。

記

1 定義

- (1) 特定調達品目：道が重点的に調達を推進する環境物品等の種類。
- (2) 判断基準：この基準を満たすものを「国等における環境物品等の調達の推進等に関する法律」第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等とする。
- (3) 配慮事項：特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達するに当たって、さらに配慮することが望ましい事項。

2 特定調達品目、判断の基準及び配慮事項等

本年度における特定調達品目は、次表の左欄に掲げる1から19の分野に係る267品目及び20の分野に係る品目（北海道認定リサイクル製品等）とする。（平成25年度は19分野266品目及び20の分野に係る品目（北海道認定リサイクル製品等））

「特定調達品目、判断の基準及び配慮事項等」については、別記のとおりとし、その調達目標は次表のとおりとする。

分野（特定調達品目数）	調達目標	備考	頁
1 紙類 (7)	100%		5
2 文具類 (83)	100%		13
3 オフィス家具等 (10)	100%		24
4 OA機器 (19)	100%		27
5 携帯電話 (2)	100%		68
6 家電製品 (6)	100%		71
7 エアコンディショナー等 (3)	100%		81
8 温水器等 (4)	100%		87
9 照明 (5)	100%		96
10 自動車等 (5)	100%	警察活動上支障があると認められる車両を除く。	103
11 消火器 (1)	100%		114
12 制服・作業服 (3)	100%		115
13 インテリア・寝装寝具 (10)	100%		118
14 作業手袋 (1)	100%		127
15 その他繊維製品 (7)	100%		128
16 設備 (6)	—		135
17 災害備蓄用品 (10)	100%		141



18	公共工事 (67)	一部品目(※)を除き、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意し、可能な限り調達に努める。	※一部品目(下塗用塗料(重防食)、陶磁器質タイル、再生木質ボード、建設機械)については、100%の数量割合を(注)を設定	149	
19	役務 (18)	(1)省エネルギー診断	100%	175	
		(2)印刷	100%	176	
		(3)食堂	地元市町村等で生ゴミの再生利用のための収集を行っている場合は、当該収集先への排出に努める。	市町村等における生ゴミの再生利用の実態を考慮する必要があるため、努力目標とする。	183
		(4)自動車専用タイヤ更生	100%	184	
		(5)自動車整備	自動車リサイクル部品の使用に努める。	自動車リサイクル部品の種類により、商品のないもの又は適時での入手が困難な場合もあるため、努力目標とする。	185
		(6)庁舎管理	100%	187	
		(7)植栽管理	100%	188	
		(8)清掃	100%	189	
		(9)機密文書処理	100%	190	
		(10)害虫防除	100%	192	
		(11)輸配送	100%	198	
		(12)旅客輸送	100%	201	
		(13)蛍光灯機能提供業務	100%	204	
		(14)庁舎等において営業を行う小売業務	100%	205	
		(15)クリーニング	100%	206	
		(16)飲料自動販売機設置	100%	207	
		(17)引越運送	100%	211	
		(18)会議運営	100%	214	
20	北海道認定リサイクル製品及び北海道リサイクルブランド	可能な限り調達に努める。 ただし、上記1~19の品目に該当する北海道認定リサイクル製品については、該当する品目の調達目標とする。		215	


(注) 数量割合とは、特定調達品目と類似品目(特定調達品目の代替品)との数量割合であり、
(特定調達品目の調達量) / (特定調達品目の調達量 + 類似品目の調達量) を表す。

3 調達手続等

(1) 特定調達品目

特定調達品目を調達する場合は、判断基準に適合するもの(以下「適合品」という。)を選択することとし、その調達手続等は次のとおりとする。

- ① 物品購入等の手続きを求める課等(以下「事業課」という。)は、特定調達品目を調達する場合に、本環境物品等調達方針のほか、各種ホームページ・カタログ等を参考として、適合品を選択し、その旨を物品購入決定書(物品払出書等を含む。)等に表示(、)すること。

なお、選択した物品が北海道認定リサイクル製品または北海道リサイクルブランドである場合は、その旨を併せて表示()すること。

参考ホームページ

- ・ 環境省 / 「グリーン購入法特定調達物品情報提供システム」
<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/gpl-db/index.html>
- ・ 環境省 / 「環境ラベル等データベース」
<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/>
- ・ 北海道環境生活部 / 「北海道認定リサイクル製品」
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/recycle_2/ninteiseido/ninteiseidotop.htm

- ② 事業課は、特定調達品目に該当するもので、やむを得ない理由により、適合品を選択できない場合は、理由書を添付するなど選択できない理由を明確にしておくこと。
- ③ 物品購入等の事務を担当する課等(以下「契約担当課等」という。)は、事業課から物品購入決定書等の回付があったときで、②の理由が適当と認められない場合は、事業課と協議の上、適合品の選択を行うこと。

また、契約担当課等は、事業課が調達しようとした特定調達品目をやむを得ない理由により調達できないときは、事業課と協議の上、適合品以外の物品を調達することができる。この場合において、適合品以外の物品を調達したときは、①による表示を訂正により削除するとともに、理由書を添付するなど調達できない理由を明確にしておくこと。

注意 : 「やむを得ない理由」とは、次のような場合をいう。

- ・ 要求する品質・規格に適合する環境物品等が製造されていない場合
- ・ 商品の在庫がないことにより、納入期限に間に合わない場合
- ・ 価格が割高であり、予算上の制約を受ける場合
- ・ 近隣(管内)に要求する品質・規格に適合する環境物品等を納入できる業者が居ない場合

(2) 特定調達品目以外の品目

特定調達品目以外の物品等を調達する場合は、可能な限り、「エコマーク」・「グリーンマーク」・「国際エネルギースターロゴ」など第三者機関が認定する商品又はこれらと同等なものを選択に努める。

4 物品納入業者等への協力要請

契約担当者等は、物品納入業者等に対し、調達方針を周知し、グリーン購入の推進に協力するように要請を行う。

5 環境管理に取り組んでいる事業者に対する配慮

事業者の選定等に当たっては、ISO14001、HES（北海道環境マネジメントシステムスタンダード）等により環境管理を行っている者に配慮するよう努めるものとする。

6 産業廃棄物の処理に関する配慮

調達した物品等を産業廃棄物として処理を委託する場合、処理業者の選定に当たっては廃棄物の種類や地域に応じて、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（優良基準）に適合すると知事又は政令市長から認定されている者に配慮するよう努めるものとする。

参考ホームページ

・北海道環境生活部 / 「優良産廃処理業者認定制度」

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/sanpai_1/yuryou.htm

7 調達実績の報告

各機関（部長等、部局長、地方部局長、地方公所長）は、平成26年度末現在の特定調達品目に係る調達実績を別に示す様式により取りまとめ、別に示す期限までに報告するものとする。

8 施行期日

本調達方針は、平成26年4月1日以降に調達手続を行う契約から適用する。